

平成 23 年 5 月 2 日

東日本大震災被災者で研修手帳を紛失した方々の更新に関する災害特別措置

1 対象となるのは、被災当時、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、福島県、栃木県、千葉県
の災害救助法の適用地区に在住または勤務していた研修認定薬剤師、漢方薬・生薬認
定薬剤師です。なお、「被災当時、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、福島県、栃木県、千
葉県の災害救助法の適用地区に在住または勤務していた（以下、被災地）」ことの証明とし
て、市町村が発行する「住民票」「罹災証明書の写し」または「勤務先の施設長が発行する
公印による証明書」のいずれかを準備して頂きます。

2 具体的な手続き

2-1) 平成 23 年 3 月～平成 24 年 3 月に期限切れを迎える方

- ・新たな受講単位の取得は必要としません。(図(pdf)参照)
- ・認定期間を当センターにて確認します。
- ・必要書類を添えて更新手続きをしてください。

2-2) 平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月に期限切れを迎える方

- ・研修手帳を都道府県薬剤師研修協議会または日本薬剤師研修センターより有償にて入手してください。(ただし、漢方薬・生薬認定薬剤師の研修手帳は研修センターのみの取扱です)
- ・前回更新後 1 年目と 2 年目の受講単位は免除します。(図(pdf)参照)
- ・3 年目は、5 単位以上（漢方薬・生薬の場合は、必須研修 2 単位を含む）を取得し、研修手帳に貼付してください。
- ・必要書類を添えて更新手続きをしてください。

2-3) 平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月に期限切れを迎える方

- ・研修手帳を都道府県薬剤師研修協議会または日本薬剤師研修センターより有償にて入手してください。(ただし、漢方薬・生薬認定薬剤師の研修手帳は研修センターのみの取扱です)
- ・前回更新後 1 年目の受講単位は免除します。(図(pdf)参照)
- ・2 年目と 3 年目は、各年毎 5 単位以上（漢方薬・生薬の場合は、各年毎必須研修 2 単位を含む）を取得し、研修手帳に貼付してください。
- ・必要書類を添えて更新手続きをしてください。

3 申請方法

・研修認定薬剤師の更新時は、以下の書類を都道府県薬剤師研修協議会または日本薬剤師研修センターへお送りください。

更新申請書＋2－2)と2－3)の方は研修手帳＋「被災地」の証明書＋申請料振込受領書の写し

・漢方薬・生薬認定薬剤師の更新時は、以下の書類を日本薬剤師研修センターへお送りください。

「被災地」の証明書＋2－2)と2－3)の方は研修手帳＋申請料振込受領書の写し

4 申請時期は、期限切れを迎える日までとします。(研修センターより発送する更新のお知らせにて確認してください)

ただし、今年9月末日までの方は今年末まで猶予します。

5 その他

以下の方は、研修センターまでご連絡ください。

・新規申請を間近に控えていた方で研修手帳を紛失した方。